

農耕用作業車など所有のみなさんは ナンバープレートの交付申請が必要です

農耕用機械・フォークリフトなどの小型特殊自動車は
所有していることでナンバープレートが必要になります。

農耕用トラクターやコンバイン、田植え機、農耕用薬剤散布車、場内作業用のフォークリフトなどで乗用設備を備えた小型特殊自動車は、公道を走行するかしないかに関わらず、申告をしていただき、ナンバープレートを取り付けることが地方税法で義務付けられています。購入や譲渡などで対象車両を所有されている場合は、必ず申告をしてください。
※不申告の場合には、10万円以下の過料を科せられる場合があります。

◎ 対象になる車両

【農耕作業用自動車】：時速 35 km未満で乗用設備を備えた以下車両

■農耕用トラクター ■田植え機 ■コンバイン ■農業用薬剤散布車

【その他の小型特殊自動車】

全長 4.7m 以下、全幅 1.7m以下、全高 2.8m以下、最高速度 15 km以下の基準を満たす次のもの

■フォークリフト ■ショベルローダ ■タイヤローラ ■ロータリー除雪自動車
■グレーダ ■ロードスタビライザ など

◎ 交付申請に必要なもの

1. 届出者の本人確認書類
2. 販売証明書又は廃車証明書（車名・車体番号・排気量が記載してあるもの）
3. 委任状（同一世帯の家族以外の方が届け出する場合）

◎ 軽自動車税額

【農耕作業用自動車】 2,400 円 【その他の小型特殊自動車】 5,900 円

【問い合わせ先】

久御山町役場総務部税務課 課税係

TEL (075) 631-9926・(0774) 45-3908

